

運転免許センターからのお知らせ

平成29年3月12日施行  
準中型免許の新設について



平成27年6月17日公布の「道路交通法の一部を改正する法律」により「準中型免許」が新設されました。車両総重量7.5t未満の車両が運転でき、18歳から普通免許なしでも取得できることが大きな特徴です。

法改正による免許区分の変更について

○現行制度の免許種別と運転できる車両について




最大積載量	車両総重量	乗車定員～10人	〃～29人	30人以上
6.5t	11t	大型		
5t	8t	中型		
3t	5t	中型(8t限定)		
		普通		

○H29年3月12日からの新制度

最大積載量	車両総重量	乗車定員～10人	〃～29人	30人以上
6.5t	11t	大型		
5t	8t	中型		
4.5t	7.5t	※ 中型(8t限定)		
3t	5t	※※ (新)準中型(5t限定)		
2t	3.5t	(新)普通		

準中型は車両総重量3.5t以上7.5t未満の自動車運転できます。

※平成19年6月1日以前取得の普通免許  
※※平成19年6月2日以降～平成29年3月11日以前取得の普通免許

最大積載量	車両総重量	乗車定員～10人	
5t	8t	中型(8t限定)	
4.5t	7.5t	(新)準中型	 最大積載量 3.0t
3t	5t	(新)準中型(5t限定)	 最大積載量 2.0t
2t	3.5t	(新)普通	 最大積載量 0.85t

保冷装置等の架装付き

最大積載量 2.0t

最大積載量 2.0t

最大積載量 2.0t

最大積載量 0.85t

新制度の免許種別で運転できる自動車のイメージ

Q1: どうして準中型免許ができたのでしょうか?

A: 制度と我が国で実際運転されている自動車の実態にギャップが生じていたことを是正する意味があります。具体的には、利用頻度の高いいわゆる「2t積トラック」のほとんどが現行制度の普通免許で運転できていたのですが、近年は保冷設備やクレーンの架装で総重量5tを超えるものが増えてきました。こういった車両を運転するには中型免許が必要ですが、20歳以上で普通免許取得2年以上でなければ受験資格もなく、高卒者等若年層の就業に影響がある、との声もありました。こういった要望に応え、かつ貨物車による試験・教習を科すことで、交通事故対策ともなる、との期待もあります。